

那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」における 戦前期沖縄県の令達関係資料について（1） — 明治期の残存令達資料を中心として（その1） —

青嶋 敏

I. はじめに

那覇市歴史博物館が所蔵する「横内家文書」¹⁾の特色のひとつは、すでに別稿²⁾で言及したように、沖縄県が明治12年から大正初期にかけて制定・公布・発令した令達ないし令規（本稿では以下「令達」という。）を収録、編綴、掲載または記載した資料（以下これらを総称して「令達関係資料」という。）が多数所蔵されていることにある。

筆者のこれまでの調査にもとづき、これらの令達関係資料を列挙すると、以下のとおりである。

- ①沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂（上下巻）』（初版、明治39年刊）
- ②『沖縄県町村諸規程』（推定発行年明治41～43年）
- ③『自明治十五年至全二十一年 庁中諸回議並庁則ニ関スル部』
- ④「沖縄県庁處務細則」（明治25年3月9日達甲第4号）
- ⑤「沖縄県庁處務細則」（明治44年4月10日訓令乙第70号）
- ⑥明治30年3月～4月制定・発令の間切島役所・島庁等宛沖縄県令達綴（仮称）
- ⑦『沖縄県公報』および『沖縄新聞附録』（「沖縄県公文」欄）の残存分
- ⑧その他の残存令達資料

これらの令達関係資料のうち、まず①は、沖縄県知事官房文書係が明治39年に編集・発行した明治期沖縄県の令達に関する最初の体系的な令達集であり、明治12年3月から明治38年12月までに公布・発令された沖縄県の令達延べ825件を「官規」以下「雑」に至る14分野に分けて収録したものである³⁾。次に②は、明治40年勅令第46号「沖縄県及ヒ島嶼町村制」施行下の沖縄県の町村に関する令達を編纂した令達集であり、明治41年3月3日から同年8月25日までに公布・発令された51件の令達を収録したものである⁴⁾。さらに③は明治15年2月

1) 「横内家文書」は、現在那覇市歴史博物館が所蔵する「横内家寄贈資料」中の約一万八千点に及ぶ文書資料である。この「横内家文書」は、明治時代に沖縄県属として沖縄県庁に勤務していた元彦根藩士の横内扶の旧蔵資料であり、1993年に横内扶の孫にあたる横内襄氏から那覇市に寄贈され、2006年に那覇市歴史博物館に引き継がれたものであり、明治期の沖縄県政関係資料や彦根藩関係資料が含まれている。

2) 青嶋敏「那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年至全二十一年庁中諸回議並庁則ニ関スル部』（横内家文書）とそこに編綴された明治期沖縄県令達について」『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』66輯（2017年）125頁。

3) その書誌情報については、青嶋敏「戦前期沖縄県の令達集・令規集について—その書誌情報の素描—」田里修・森謙二編『沖縄近代法の形成と展開』（榕樹書林、2013年）86～88頁参照。

4) その書誌情報については、同論文88～91頁参照。

から明治21年2月までに制定・発令された沖縄県の庁則や事務章程などに関する令達39件を編綴した編綴文書である。筆者はすでに、①、②および③について紹介・検討した論考を公表した⁵⁾。

他方、④は明治25年段階での、⑤は明治44年段階での沖縄県庁の事務分掌、権限、處務順序、文書編纂および保存、公文の種類と文例、服務などを定めたものであり、ともに単独の令達であるが、条数が多く、かつ多数の書式や別表が含まれているので、紙幅の関係上、別の機会に取り上げて検討することにしたい。そこで、本稿では、残りの令達関係資料のうち、紙幅の制限を考慮して、⑥および⑦の資料（以下「本残存令達資料」と総称することがある。）を取り上げて検討することにしたい。

II. 本残存令達資料とそこに編綴または掲載された令達の類型、件数等について

(1) 明治30年3月～4月制定・発令の間切島役所・島庁等宛沖縄県令達綴

この残存令達資料に編綴されている沖縄県令達の類型と件数は、告示1件、訓令11件および内訓4件の合計16件である（以下これらの文書資料を「第一文書群」ということがある。）。このうち内訓1件（後掲【表1】の符号〔横内〕・整理番号で示すと横内7に相当する令達。以下、符号・整理番号は同旨。）は、明治26年に発令されたものであり、それ以外の15件は明治30年3月から4月にかけて制定・発令されたものである（後掲【表1】参照）。この第一文書群の16件の令達のうち横内1から横内8までの8件は沖縄県13行罫紙に毛筆書きされており、このうち令達の制定または発令月日が記載されていない横内4は令達の案文（下書き）である可能性がある。他方、横内9から横内16までの8件は令達書として印刷されたものであり、このうち横内16を除く7件については令達書の欄外左肩に当該令達を所管する部課である沖縄県内務部第一課を意味する「第一」との表示がある。

ところで、明治30年3月31日に、間切吏員の組織および任免、職務権限、給料および給与、島吏員並びに宮古郡八重山郡に関する特例を定めた「沖縄県間切島吏員規程ニ関スル件」（勅令第56号）および「沖縄県間切島吏員規程ノ施行ニ依リ廢職ニ属スル間切島吏員ニ支給スヘキ一時給与金ノ件」（勅令第57号）が公布され、ともに4月1日に施行されている。さらに明治30年3月31日に、明治30年内務省告示第31号（「明治三十年勅令第五十六号沖縄県間切島吏員規程ニ依リ置ク間切長ノ事務所ハ間切役場 間切名ヲ冠ス 島長ノ事務所ハ島役場 島名ヲ冠ス ト称ス」。以上全文。下線部分は割注。）も公布されている。第一文書群中の間切島役所・島庁等宛令達は、これらの勅令の公布・施行に関連して、沖縄県が制定・発令したものであると考えられる。

5) ①については、青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂』（上下巻）所収令達一覧」『社会科学論集』44号（2006年）243-275頁、同「明治39年版『沖縄県令達類纂下巻』掲載「附録」所収廃止・取消令達等一覧」『社会科学論集』45号（2007年）227-241頁、②については、同「『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）とその収録令達について」『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』57輯（2008年）131-139頁、③については、青嶋前掲注2）「那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年至全二十一年庁中諸回議並庁則ニ関スル部』（横内家文書）とそこに編綴された明治期沖縄県令達について」125-133頁参照。

（2）『沖縄県公報』および『沖縄新聞附録』（「沖縄県公文」欄）の残存分

「横内家文書」中には、①明治35（1902）年4月13日付『琉球新報』第1512号「附録」の『沖縄県公報』第20号の一部分（告示，訓令，辞令等），②大正元（1912）年9月24日付『沖縄県公報』第8号の一部分（告示，辞令，彙報等）および③明治44（1911）年1月25日付『沖縄新聞』第1396号「附録」（「沖縄県公文」欄，辞令）が所蔵されている（以下これらの文書資料を「第二文書群」ということがある．）．この第二文書群の体裁は，その性質上当然に印刷物である．この第二文書群のうち，①には告示3件と訓令甲1件が，②には告示2件が，③には告示1件が掲載されている（後掲【表2】参照．）．

ところで，戦前に沖縄県が制定・発令した令達は，①当初は掲示場に掲示する方法で公布されていたが⁶⁾，②明治26年9月15日以降は『琉球新報』紙上の「本県公文」欄に掲載することをもって公布する方法に変更され⁷⁾，③次いで明治32年4月1日以降は『琉球新報』の「附録又ハ号外トシテ発刊スル沖縄県公報ニ掲載ス」る方法に変更され⁸⁾，④さらに『沖縄毎日新聞』の「附録」の「本県公報」⁹⁾および『沖縄新聞附録』の「沖縄県公文」欄への掲載にも拡大され¹⁰⁾，⑤最終的に明治44年4月1日から沖縄県庁が自ら「沖縄県公報」を印

- 6) 明治19年県令甲第24号「公布式」は残存が確認されていないが，明治19年10月25日付『官報』第997号246頁の「官庁事項」欄に掲載された「県令公布式及施行期限」と題する記事によって，沖縄県令達の公布が「役所役場番所蔵元ノ掲示場ニ掲出スル」方法によったことがわかる。
- 7) 明治26年9月9日県令第39号「公布式一定」が「明治十九年県令甲第二十四号ヲ以テ相成候公布式ヲ廢シ爾来ハ来ル十五日ヨリ発刊ノ琉球新報ニ掲載スルヲ以テ本県令ノ公布式ト定ム」（明治39年版『令達類纂』下巻609頁〔A746〕．この亀甲括弧内の記載は筆者が付した符号と整理番号である．以下同じ．）と規定することによって，同月15日より『琉球新報』（の本文の「本県公文」欄）に掲載する方法に変更された。
- 8) 明治32年3月31日県告示第17号「県公報ニ令達掲載方」は，「本県令達ハ従来明治二十六年県令第三十九号ニ依リ琉球新報欄内ニ掲載セシ処明治三十二年四月一日ヨリ同報附録又ハ号外トシテ発刊スル沖縄県公報ニ掲載ス」（明治39年版『令達類纂』下巻610頁〔A752〕）と定めている．さらに，明治32年3月31日沖縄県訓令第48号は，知事官房および各部署に対して，「本県令達ハ従来琉球新報欄内ニ掲ケ又別ニ同様ノ印刷物一般ニ配布ノ事ニ相成居候処来ル四月以後ハ同新報附録トシテ発刊スル沖縄県公報ニ掲載可致ニ付左記ノ通同報ニ掲載スヘキ事項ノ材料ハ右公報発行ノ前日午前十時迄ニ知事官房へ送致スヘシ」（明治39年版『令達類纂』下巻610～611頁〔A753〕）と命じており，明治32年4月1日以降『琉球新報』の「附録」として『沖縄県公報』が発行されるようになったことが分かる。
- 9) 明治42年4月1日付『沖縄毎日新聞』第104号2面4段に掲載された沖縄毎日新聞社の「社告」は，「今四月一日より本県公報を本紙附録として掲載することを本県知事より指定相成候に付此段読者諸君〔ママ〕君に謹告す」と報じている．さらに，同日付の同紙2面5段「雑報」欄の記事「公報指定」は，「本紙発刊以来未だ短日月の経過にて号を重ねること僅に百四号に達せるのみなるに拘はらず日に増し発展の幸運に向ひ実に予想外の発刊部数を見るに至る．是れ本紙購読諸君の深厚なる同情に因りしことと深く感謝する所なり．従来本社が遺憾に感じ居りしは他の二新聞には県公報掲載の指定ありしも本紙には其指定なかりしが為公報の詳細を読者諸君に報道すること能はざりしことなりき．然るに今や県制実施の本日を以て愈々県知事より公報の掲載を指定せらる．之より県制の施行につれて新に発布せらるべき公報は悉く本紙附録として読者諸君に配付することを得たるは大に慶賀すべきことなり．」（句点および下線は引用者による．）と報じている．これらの記事によれば，①従来沖縄県内で発行の「他の二新聞」には沖縄県公報掲載の指定があったが，『沖縄毎日新聞』（明治41年12月10日創刊）にはその指定がなかったこと，②しかし，沖縄県に府県制（明治32年3月16日公布法律第64号．ただし，明治42年3月12日公布勅令第20号「沖縄県ニ関スル府県制特例ノ件」による特例県制である．）が施行された明治42年4月1日より，『沖縄毎日新聞』も沖縄県公報を附録として掲載・配付する指定を受けたことを知ることができる．なお，『沖縄毎日新聞』の創刊日については，下地智子「近代沖縄における新聞の変遷」（財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史各論編第五巻近代』所収，沖縄県教育委員会，2011年）262頁による．
- 10) 『沖縄新聞』（明治38年11月3日創刊）の「附録」への「沖縄県公文」欄の掲載に関する沖縄県令達の存在は確認できておらず，掲載の経緯や開始時期については今のところ解明できていないが，明治41年3月31日県令第26号「沖縄県公文令」（那覇市歴史博物館所蔵『沖縄県町村諸規程』〔横内家文書〕232～233頁〔C49〕）は，「県令告示諭告及公布ヲ要スル訓令ハ琉球新報及沖縄新聞紙ニ登載シテ之ヲ公布ス」（第1条）と規定し，かつ「本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」（第5条）と規定している．従って，遅くとも明治41年4月1日の時点では『沖縄新聞』に沖縄県の「県令告示諭告及公布ヲ要スル訓令」が「登載」されていたことが分かる．ちなみに，前注9）において引用した明治42年4月1日付『沖縄毎日新聞』第104号2面5段「雑報」欄の記事「公報指定」が，「他の二新聞には県公報掲載の指定ありし」と述べているところの「他の二新聞」とは，『琉球新報』と『沖縄新聞』であったと考えられる．なお，『沖縄新聞』の創刊日については，下地前掲注9）「近代沖縄における新聞の変遷」262頁による．

刷・発行する方法に変更された¹¹⁾。従って、「横内家文書」中の『沖縄県公報』の残存分のうち、上述の⑥は上記③の『琉球新報』の「附録」として発行された時期のものであり、上述の⑦は上記⑤の沖縄県庁自体が印刷・発行した時期のものであると考えられる。他方、上述の⑧は上記④の『沖縄新聞附録』として発行された時期のものである。

Ⅲ. 本残存令達資料の資料的価値について

ここでは、本残存令達資料（第一文書群および第二文書群）に編綴または掲載されている23件の沖縄県令達が戦前期沖縄県の既存の令達集や他の残存令達資料にどの程度重複して収録または編綴されているかという観点から、本残存令達資料に編綴または掲載されている沖縄県令達の資料的価値を検討してみよう（詳細については後掲の【表1】および【表2】の「備考」欄参照）。その検討結果は以下の通りである。

(1) 明治30年3月～4月制定・発令の間切島役所・島庁等宛沖縄県令達綴

第一文書群について沖縄県令達の重複掲載状況をカテゴリー別に示すと以下の通りである。

カテゴリー①：明治39年版『令達類纂』に掲載されているもの8件（横内3, 4, 9, 11, 12, 13, 14, 15）。

カテゴリー②：明治44年版『令達類纂』に掲載されているもの1件（横内12）。

カテゴリー③：管見の限りで既存の令達集や残存令達資料に令達文そのものが収録または編綴されていないもの8件（横内1, 2, 5, 6, 7, 8, 10, 16）。

カテゴリー④：『沖縄県町村諸規程』所収の明治41年5月22日地第114号内務部長通牒「廃滅シタル令達ニ関スル通牒ノ件」が「沖縄県及島嶼町村制ノ施行並規定改正ノ為廃滅シタル令達」のリスト¹²⁾に列挙している（ただし令達文そのものは掲載していない。）もの4件（横内3, 4, 8, 15）。

(2) 『沖縄県公報』および『沖縄新聞附録』（「沖縄県公文」欄）の残存分

『沖縄県公報』の残存状況については玉木園子氏による先行研究があるが、明治35（1902）年9月24日付『琉球新報』第1512号「附録」の『沖縄県公報』第20号、大正元年9月24日付『沖縄県公報』第8号および明治44年1月25日付『沖縄新聞』第1396号の『附録』（「沖縄県公文」欄）は、同論文では紹介されていない¹³⁾。

管見の限りでも、これらの残存令達資料（第二文書群）に掲載されている合計7件の令達

11) 明治44年3月30日県令第15号「沖縄県公文公布方法」（沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂』〔増補版、明治44年刊〕第一類4頁〔B5〕）は、『琉球新報』および『沖縄新聞』への県令・告示等の令達の登載を規定していた明治41年県令第26号「沖縄県公文令」を廃止し（附則第1項）、「県令ハ沖縄県公報ニ登載シテ之ヲ公布ス」（第1条）と定め、かつ「告示諭告及必要ト認ムル訓令ハ沖縄県公報ニ登載ス」（第3条）と定めた。この県令は明治44年4月1日に施行された（附則第2項）。この時点から、沖縄県が独自に「沖縄県公報」を印刷・発行するに至ったと推定される。なお、明治45年6月13日沖縄県庁達第10号「沖縄県公報取扱手続」（出典は帝国地方行政学会編『加除自在現行沖縄県令規全集』〔帝国地方行政学会、昭和4年再版台本発行〕の追録加除「訂【沖縄令八六号】」の第一類1-2頁。金城善氏のご教示による。）第2条は、「沖縄県公報ハ毎火曜日ニ発行ス但急施ヲ要シ発行定日ヲ待ツ違ナキトキハ号外ヲ発行スルコトヲ得」と定め、沖縄県庁が自ら「沖縄県公報」を発行する方法が維持されたことが分かる。なお、同庁達は昭和10年3月5日沖縄県告示第32号「沖縄県公報発行規程」（前掲『加除自在現行沖縄県令規全集』〔国立国会図書館蔵本〕第一類1頁）によって廃止され、「沖縄県公報（……）ハ毎週火、金曜日ニ之ヲ発行ス」（同告示第1条）ることに変更された。

12) 青嶋前掲注5）「『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）とその収録令達について」134-135頁、139頁【表3】参照。

13) 玉木園子「戦前の沖縄県公報の残存状況について」『史料編集室紀要』28号（2003年）54頁、57頁。ちなみに、『沖縄新聞』第1396号は、新聞の「全紙が残っている状態のものを収録した」沖縄県立図書館の「県内新聞所蔵機関一覧（戦前）」中の「沖縄新聞」のデータベースには、見当たらない。

(横内17~23)については、いずれも、既存の令達集や残存令達資料に令達文そのものが収録または編綴されていない。従って、この第二文書群は、今のところ確認可能な唯一の残存令達資料であると推定される。

(3) 小括

以上によれば、本残存令達資料(第一文書群および第二文書群)に編綴または掲載されている合計23件の沖縄県令達のうち、(1)のカテゴリー①および②に該当する8件(横内3, 4, 9, 11, 12, 13, 14, 15)については本残存令達資料以外にも令達の全文を確認することができるが、残りの15件については、現時点では本残存令達資料以外では令達の内容を参照しえないと思われる。本残存令達資料に固有な資料的価値は、これら15件の沖縄県令達の存在にあるといえよう。

IV. 本残存令達資料に編綴または掲載された沖縄県令達の内容について

(1) 明治30年3月~4月制定・発令の間切島役所・島庁等宛沖縄県令達綴

前述のように、第一文書群に編綴されている沖縄県令達の類型と件数は、告示1件(横内9)、訓令11件(横内1, 2, 3, 4, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16)および内訓4件(横内7, 8, 9, 10)の合計16件である。ここでは、紙幅の関係から、他の令達集や残存令達資料に収録または編綴されていない沖縄県令達合計8件(横内1, 2, 5, 6, 7, 8, 10, 16)に絞って、第一文書群の編綴順にその内容を概観していこう。

横内1は、明治30年3月30日訓令第52号であり、明治30年3月30日内訓第8号<明治廿六年一月沖縄県内訓第三号廃止>(横内6)が明治26年1月18日内訓第3号<頭退役ノ節終身米・手当金支給>(横内7)を廃止したことにより、明治26年3月18日宮古島庁達乙第3号は自然消滅したものと心得るべき旨を宮古島庁に宛てて訓令したものである。なお、「参照」として添付されている明治26年3月18日宮古島庁達乙第3号の内容は、「一沖縄県内訓第三号ニ抛り頭退役ノ節ハ終身粟三石起其他ハ功劳ノ厚薄ニ依リ年俸四分ノ一以下十二分ノ一以上ノ手当金ヲ支給候儀ト心得ヘシノ但シ懲戒免職又ハ自己ノ便宜ニ依リ辞職スル者ハ本文支給ノ限りニアラス」(ノは原文の改行を示し、青嶋が挿入した。以下同じ。)というものである。

横内2は、明治30年3月30日訓令第53号であり、明治30年3月30日内訓第8号<明治廿六年一月沖縄県内訓第三号廃止>(横内6)が明治26年1月18日内訓第3号<頭退役ノ節終身米・手当金支給>(横内7)を廃止したことにより、明治26年3月21日八重山島庁達丙第8号は自然消滅したものと心得るべき旨を八重山島庁に宛てて訓令したものであり、宮古島庁宛ての横内1と同趣旨のものである。なお、「参照」として添付されている明治26年3月21日八重山島庁達丙第8号の内容は、「頭退役之節ハ民費ヲ以テ毎年米三石其他ハ功劳ノ厚薄ニ依リ年俸四分ノ一以下十二分ノ一以上ノ手当金ヲ終身間之ヲ支給ス此旨内達スノ但懲戒免職又ハ自己ノ便宜ニ依リ辞職スル者ハ本文支給ノ限りニアラス」というものである。

横内5は、明治30年3月31日内訓第7号であり、間切島事務の挙否はその吏員に適任者を得るか否かにかかっているため、「吏員改正制度」の実施に伴い新吏員の任命をなすに当

たっては、新たに制定した「間切、島吏員任用内規」（横内8）に従って、なるべく吏員の往歴ある者の中から内規の条項に適合するものを候補者として選任し内申すべき旨を、島尻郡長、中頭郡長、国頭郡長、宮古島司および八重山島司に宛てて内訓したものである。

横内6は、明治30年3月30日内訓第8号であり、明治26年1月18日内訓第3号<頭退役ノ節終身米・手当金支給>（横内7）を廃止する旨の宮古島庁および八重山島庁宛の内訓である。この横内6には、「参照」として明治26年1月18日内訓第3号が添付されている。

横内7は、明治26年1月18日内訓第3号であり、退役した頭には終身米として三石起を、その他の役人には「功勞ノ厚薄ニ依リ年俸四分ノ一以下十二分ノ一以上ノ手当金」を支給すべき旨の宮古島庁および八重山島庁宛の内訓である。この横内7は、前出の横内6に「参照」として添付されている。

横内8は、明治30年4月1日内訓第9号であり、各郡長島司に宛てて「間切、島吏員任用内規」を定めた旨の内訓である。同内規は、第1条で「間切長、島長、収入役、書記、村頭、欠員若クハ退職申出ノ場合ハ当該郡長島司ハ其後任候補者ヲ内申スヘシ」と規定したうえで、第2条で後任候補者の欠格事由として「民法上ノ不能力者」¹⁴⁾から「相当ノ教育、経歴、資産ナキモノ」に至る12項目を列挙し、さらに第3条で郡長島司からの内申手続きに関して「内申書ニハ候補者ノ住所、族籍、生年月、畧歴並任用上参考トナルヘキ事項ヲ具述スヘシ」と規定している。

横内10は、明治30年4月1日訓令第46号であり、間切、島書記の定員を定めた旨の郡役所、間切島役場宛ての訓令であり、島尻、中頭、国頭の3郡毎に各間切、島の書記の定員を規定している（島尻郡合計51人、中頭郡合計30人、国頭郡合計29人）。なお、同訓令中の島尻郡の「具志川間切」は誤りであり、正しくは「具志頭間切」であろう。

横内16は、郡役所、島庁および間切島役場に宛てた明治30年4月1日訓令第54号「間切島吏員旅費支給規則」であり、全15条と別表からなり、「間切島吏員公務ニ依リ旅行スルトキ一切ノ費用ニ充ツル為」（同規則第1条）に支給する旅費について、費目を「汽車賃、汽船賃、車馬賃及日当」（同規則第2条）に区分して、旅費支給の基準と計算方法を定めるとともに、別表で一等（間切長、島長）と二等（収入役、書記、村頭）に区分した旅費額を示したものである。

(2) 『沖縄県公報』および『沖縄新聞附録』（「沖縄県公文」欄）の残存分

前述のように、第二文書群に掲載されている沖縄県令達の類型と件数は、告示6件（横内17、18、19、21、22、23）と訓令甲1件（横内20）である。ここでは、これらの沖縄県令達の内容を概観していこう。

まず6件の告示のうち、横内17は、明治35年4月13日告示第24号であり、「多量火薬類譲受許可証」の保有者（個人）がこれを「自宅内ニ於テ紛失」したとの届出があった旨の告示である。横内18は、明治35年4月13日告示第25号であり、中頭郡の越來間切役場内に越來尋常高等小学校の仮教場を設置するため、同役場を同間切胡屋村に一時移転する旨の告示であ

14) 行為無能力者について定めた民法第一編第二編第三編（明治29年4月27日公布法律第89号）が施行されたのは明治31年7月16日であるので、明治30年4月1日の時点で発令された内訓で、間切、島吏員の欠格事由として「民法上ノ不能力者」を列挙しているのは、きわめて興味深い。

る。横内19は、明治35年4月13日告示第26号であり、山形県において「巡査退隠料及遺族扶助料年金」の請求書式を定めたので、管下へ告示のうえ市町村長に対し証明を出願する者があれば証明を与えるよう訓令してほしい旨の山形県の各道府県宛て通牒（明治35年3月26日付）があった旨の告示である（ただし「請求書式」は添付されていない。）。横内21は、明治44年1月25日告示第12号であり、売薬営業鑑札合計6枚につきその被許可者（個人）から紛失の届出があったので、爾後これらの鑑札を無効とする旨の告示である。横内22は、大正元年9月24日告示第28号であり、国頭郡における種牡豚の検査期日および検査場所を定めた旨の告示である。横内23は、大正元年9月24日告示第29号であり、鹿児島県より牛馬の炭疽病が発生したとの通知があった旨の告示であり、獣類、頭数、発病月日、病名、斃死月日、発病地名を表示した別表が添付されている。

次に、横内20は、明治35年4月13日訓令甲第6号であり、同日付告示第26号（横内19）を受けて発出された郡区役所、島庁および間切島役場宛ての訓令であり、沖縄県下において「巡査退隠料及遺族扶助料年金」の請求に関して証明を出願する者があれば取調べの上で証明を与えるべき旨を訓令したものである。

V. 補論：「現行衛生例規類纂」について

筆者は、かつて、戦前期沖縄県の令達集の書誌情報を素描した論考において、「那覇市歴史博物館が所蔵する前述の横内家文書中に『現行衛生例規類纂 庶務課』と題する資料が存在することが、一九九五年に那覇市文化局歴史資料室（当時）が開催した横内家寄贈資料展の展示図録である『横内家と近代沖縄—横内家寄贈資料展—』中の図録（九頁）および展示目録（二〇頁）で紹介されている。本資料は、同図録の写真によれば、印刷物ではなく、手書きの文書である。筆者は本稿執筆時点では本資料については未見であり、本資料に綴られている個々の令達・令規の内容については未確認である。」¹⁵⁾と述べたことがある。その後、那覇市歴史博物館によってこの「現行衛生例規類纂 庶務課」と題する編綴資料（以下、本節において「本編綴資料」という。）がデジタル撮影され、デジタル画像で閲覧できるようになった。

そのデジタル画像によれば、本編綴資料の概要は次のとおりである。すなわち、本編綴資料の量法は、たて25.3cm、よこ17.5cm、厚さ3.7cm、丁数199丁であり、用紙は、「内務省」名の「草稿用」と表示された10行黒罫紙が使用されている。本編綴資料に収録されているのは、各府県から内務省に提出された伺55件とこれに対する内務省の指令案、および内務省自体が発議した上申6件、合計61件であり、第1号から第61号までの整理番号が付けられている。従って、本編綴資料の表題中の「庶務課」とは、内務省衛生局または内務省處務局の庶務課であると推定される。編綴されている伺指令等の発出時期は、指令案（の起案年月日）の次元でいえば、明治13年1月5日（「各府県ヨリ衛生課職務章程並町村衛生委員設置方法ノ義ニ付伺」第41号、内務省）から明治14年11月4日（「屠牛取締人手当金支払方伺」

15) 初出は平成17～20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）成果報告書『沖縄近代法の形成と展開—沖縄の特殊性と普遍性—』（2009年）20頁。のちに、一部加筆のうえで青嶋掲注3）論文として田里・森編『沖縄近代法の形成と展開』に再録（該当の記述部分は116頁）。

第18号，和歌山県）までである。本編綴資料の内容は，そのほとんどが，明治12年12月27日太政官達第55号「地方衛生会規則」¹⁶⁾に基づき設置された地方衛生会（町村衛生会または郡衛生会）に関連するものである。それ以外には，前掲第18号のほか，「死絶家所有地処分方ノ義ニ付伺」（第19号，明治14年2月22日起案，静岡県），「水害後流行病予防法取調依頼ノ件」（第20号，明治14年7月8日起案，静岡県），「郡区医町村医設置方ノ義ニ付伺」（第54号，明治13年11月8日起案，内務省），「府立医学校経費ノ義ニ付伺」（第61号，明治14年6月21日起案，大阪府）などがある。そうして，沖縄県関係のものは，「衛生費増加ノ義ニ付伺」（第59号，明治14年3月28日起案）のみである。

このように，本編綴資料は，沖縄県が明治初期に公布・発令した令達を収録したものではないことが確認された。従って，前述の拙稿において，本編綴資料全体が戦前期沖縄県の令達に関わるものである可能性を示唆した点を本稿において訂正しておきたい。

VI. おわりに

以上，本稿では，「横内家文書」中の令達関係資料のうち前述の⑥および⑦に編綴または掲載されている戦前期の沖縄県令達を取り上げ，その資料的価値について検討してきた。既述のように，これらの沖縄県令達のうち，⑥に編綴されている16件の令達については，その半数の8件は既存の令達集に重複掲載されているが，残りの8件については管見の限り他の文献資料では参照しえないと推測され，また，⑦に掲載されている沖縄県令達についてはすべて，同様に他の文献資料では参照しえないと推測される。ちなみに，紙幅の関係で本稿では取り上げることができなかった前述の⑧「その他の残存令達資料」として，現時点で筆者が確認できている令達は少なくとも20件あるが，管見の限りそのほとんどが他の文献資料では参照しえないと判断される。これらの残存令達資料については改めて取り上げる機会を持ちたい。

ところで，「横内家文書」中の令達関係資料のうち，前述の①および②は比較的よく参照されているように思われるが，前述の③，④，⑤および⑧並びに本稿で取り上げた⑥および⑦は，従来の沖縄近代法の研究において必ずしも十分に参照されていないように思われる。そこで，上記③，⑥，⑦および⑧に掲載，編綴または記載されている沖縄県令達並びに上記④および⑤の沖縄県令達を翻刻し，資料集として発行することを近い将来の課題としたい。

〔付記〕本稿の執筆および「横内家文書」の閲覧にあたっては，那覇市歴史博物館学芸員の外間政明氏および同館古文書解読員の田口恵氏のご協力とご教示を得た。記して謝意を表したい。

16) 内閣官報局編『法令全書第12巻ノ2』（原書房復刻版，1975年）479頁－481頁。

【表1】明治30年3月～4月制定・発令の間切島役所・島庁等宛沖縄県令達綴（仮称）編綴の沖縄県令達一覧（編綴順）

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定・発令者	令達の宛所	横内家関係資料入力順	総目録掲載頁	総目録入力順	総目録整理記号	複製資料	備考
横内	1	明治30/03/30	訓令	52号	<明治三十年内訓第八号ニ依リ明治二十六年三月十八日宮古島庁達乙第三号ハ自然消滅>	沖縄県知事男爵奈良原繁	宮古島庁	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	日付逆転。「参照」として、宮古島庁達乙第三号を記載。毛筆書き。沖縄県13行罫紙使用。
横内	2	明治30/03/30	訓令	53号	<明治三十年内訓第八号ニ依リ明治二十六年三月二十一日八重山島庁達丙第八号ハ自然消滅>	沖縄県知事	八重山島庁	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	日付逆転。「参照」として、八重山島庁達丙第八号を記載。毛筆書き。沖縄県13行罫紙使用。
横内	3	明治30/04/01	訓令	55号	間切、島吏員如務規程準則	沖縄県知事男爵奈良原繁	郡役所	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	全17条。第1号様式～第5号様式あり。毛筆書き。沖縄県13行罫紙使用。重複掲載：A91, C 廃2。
横内	4	明治30/00/00	訓令	56号	【間切島収入役身元保証金ノ件】	沖縄県知事男爵奈良原繁	郡役所、島庁	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	月日未記載。毛筆書き。沖縄県13行罫紙使用。重複掲載：A93, C 廃7。
横内	5	明治30/03/31	内訓	7号	<間切島吏員任用内規ノ条項ニ適合スル者ヲ任命スベシ>	沖縄県知事男爵奈良原繁	3郡長、2島司	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	毛筆書き。沖縄県13行罫紙使用。
横内	6	明治30/03/30	内訓	8号	<明治廿六年一月沖縄県内訓第三号廃止>	沖縄県知事男爵奈良原繁	宮古島庁、八重山島庁	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	「参照」として、明治26年1月18日沖縄県内訓第三号（横内7）を記載。毛筆書き。沖縄県13行罫紙使用。
横内	7	明治26/01/18	内訓	3号	<頭退役ノ節終身米・手当金支給>		（宮古島庁）	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	明治30年沖縄県内訓第8号（横内6）により廃止。横内6の「参照」として記載。毛筆書き。沖縄県13行罫紙使用。
横内	8	明治30/04/01	内訓	9号	間切、島吏員任用内規	沖縄県知事	各郡長、島司	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	全3条。毛筆書き。沖縄県13行罫紙使用。重複掲載：C 廃33。
横内	9	明治30/04/01	告示	15号	【村頭配置ノ件】	沖縄県知事男爵奈良原繁		4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	甲号表、乙号表あり。令達書。欄外：第一。重複掲載：A113。
横内	10	明治30/04/01	訓令	46号	間切、島書記定員	沖縄県知事男爵奈良原繁	郡役所、間切島役所	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	令達書。欄外：第一。
横内	11	明治30/04/01	訓令	47号	間切島吏員事務引継順序	沖縄県知事男爵奈良原繁	郡役所、島庁、間切島役所	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	全10条。明治26年訓令第28号間切島吏員事務引継順序の改正（制定文による）。令達書。欄外：第一。重複掲載：A86, B82。
横内	12	明治30/04/01	訓令	48号	間切、島吏員給料支給規則	沖縄県知事男爵奈良原繁	郡役所、島庁、間切島役所	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	全6条。令達書。欄外：第一。重複掲載：A88。
横内	13	明治30/04/01	訓令	49号	【間切島吏員規程実施ニ付事務引継方】	沖縄県知事男爵奈良原繁	郡役所、島庁、間切島役所	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	令達書。欄外：第一。重複掲載：A87。
横内	14	明治30/04/01	訓令	50号	【間切島吏員ノ給料額】	沖縄県知事男爵奈良原繁	郡役所、島庁、間切島役所	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	別表あり。令達書。欄外：第一。重複掲載：A89。
横内	15	明治30/04/01	訓令	51号	【村屋ノ名称廃止村事務所ニ改称ノ件】	沖縄県知事男爵奈良原繁	郡役所、島庁、間切島役所	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	令達書。欄外：第一。重複掲載：A90, C 廃32。
横内	16	明治30/04/01	訓令	54号	間切島吏員旅費支給規則	沖縄県知事男爵奈良原繁	郡役所、島庁、間切島役所	4806	112頁	2909	Y141	県政① 県治一般60	全15条。「旅費額」表あり。令達書。欄外：表示なし。

【表2】『沖縄県公報』および『沖縄新聞附録』（「沖縄県公文」欄）残存分掲載の沖縄県令達一覧（年月日順）

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定・発令者	令達の宛所	横内家関係資料入力順	総目録掲載頁	総目録入力順	総目録整理記号	複製資料	備考
横内	17	明治 35/04/13	告示	24号	<多量火薬類譲 受許可証紛失届 ノ件>	沖縄県知事 男爵奈良原 繁			236 頁	7694	う -1058		明治35年4月13日付「沖 縄県公報」第20号61頁 (明治35年4月13日付「琉 球新報」第1512号附録).
横内	18	明治 35/04/13	告示	25号	<中頭郡越來間 切役場内ニ越來 尋常高等小学校 仮教場設置ノ為 メ同役場ハ一時 同間切胡屋村ニ 移転ノ件>	沖縄県知事 男爵奈良原 繁			236 頁	7694	う -1058		明治35年4月13日付「沖 縄県公報」第20号61頁 (明治35年4月13日付「琉 球新報」第1512号附録).
横内	19	明治 35/04/13	告示	26号	<巡查退隠料及 遺族扶助料年金 請求ニ付山形県 ヨリ照会ノ件>	沖縄県知事 男爵奈良原 繁			236 頁	7694	う -1058		明治35年4月13日付「沖 縄県公報」第20号61頁 (明治35年4月13日付「琉 球新報」第1512号附録). 別添:明治35年3月26 日山形県警発第100号「巡 査退隠料及遺族扶助料年 金請求書式相定ノ件」.
横内	20	明治 35/04/13	訓令 甲	6号	<県下ニ於テ巡 査退隠料及遺族 扶助料年金請求 ニ際シ証明方出 願ノモノヘ取調 ノ上証明付与ノ 件>	沖縄県知事 男爵奈良原 繁	郡区役所, 島庁, 間 切役場		236 頁	7694	う -1058		明治35年4月13日付「沖 縄県公報」第20号61頁 (明治35年4月13日付 「琉球新報」第1512号附 録). 関連:明治35年4 月13日告示第26号(横 内19).
横内	21	明治 44/01/25	告示	12号	<売薬営業鑑札 紛失ニ付無効>	沖縄県知事 日比重明		8032	378 頁	13679	W-223		『沖縄新聞』(明治44年 1月25日発行)第1395 号「附録」[1頁]所収「沖 縄県公文」欄. 同日公布.
横内	22	大正 01/09/24	告示	28号	<国頭郡ニ於ケル 種牡豚検査期日 並場所>	沖縄県知事 日比重明		4636	102 頁	2636	W334	県政① -56	「沖縄県公報」第8号61 頁.
横内	23	大正 01/09/24	告示	29号	<鹿児島県ヨリ炭 疽病発生通知>	沖縄県知事 日比重明		4636	102 頁	2636	W334	県政① -56	「沖縄県公報」第8号 61-62頁.

注1: 「令達の名称または件名」欄中, < >は令達本文の規定内容に基づき示したもの, 【 】は筆者が既発表の論考で取り上げた令達の名称に従って表示したものである。

注2: 「備考」欄中, 符号「A」は明治39年版『沖縄県令達類纂』, 符号「B」は明治44年版『沖縄県令達類纂』, 符号「C」は『沖縄県町村諸規程』所収明治41年地第114号内務部長通牒「廃滅シタル令達ニ関スル通牒ノ件」による「廃滅シタル令達」を示す。

注3: 「横内家関係資料入力順」とは, 「横内家文書」のうちデジタル画像化が行われた資料に付された整理番号である。

注4: 「総目録掲載頁」, 「総目録入力順」および「総目録整理番号」の「総目録」とは, 那覇市市民文化庁歴史資料室編『横内家寄贈文書総目録1』または「同2」を指す。

注5: 「複製資料」欄の「県政①」とは, 那覇市歴史博物館編『横内家文書県政関係資料(翻刻付き)①県治一般』(2007年作成)を指す。